

平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、 源泉徴収票等の添付が不要となりました

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

ご注意ください！！

- 確定申告書には、
源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表等に必ず記載してください。
- 税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。